

重 要

長期保管

令和8年度 障害福祉分野就職支援金貸付の手引



社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

※各種手続き時に使いますので、借用書返却となるまで大切に保管してください。

目次

●障害福祉分野就職支援金貸付制度について	1
●障害福祉分野就職支援金貸付制度フロー図	2
●返還免除業務について	3
●借受に伴う主な手続について	
1. 貸付決定後の提出書類	4
2. 就職後、障害福祉職員等として従事している場合の手続	4
3. 各種変更等の手続	5
●介護福祉士修学資金等貸付要領	6
●介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領	15
●様式集 ※様式1～24号の内、障害福祉分野就職支援金貸付資金に関する手続に必要な様式のみ抜粋	
様式第10号. 業務従事証明書	25
様式第11号. 借用証書	26
様式第12号. 振込口座（登録・変更）届出書	28
様式第13号. 辞退届	29
様式第14号. 死亡届	30
様式第15号. 返還計画書	31
様式第16号. 返還猶予申請書	32
様式第18号. 離職届	33
様式第19号. 返還免除申請書	34
様式第20号. 変更届	35
様式第22号. 保証人変更届	36
様式第23号. 障害福祉分野就職支援貸付事業申請書	37
様式第24号. 障害福祉分野・介護分野就職支援金貸付利用計画書	39

※ の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページよりダウンロード可能です。

●栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センターのご案内

障害福祉分野就職支援金貸付制度について

この制度は、新たに障害福祉職員として就職した者が、一定の条件を満たす栃木県内の障害福祉施設等において、障害福祉職員等として就労する場合に必要な支援金を貸し付けるものです。

従って、支援金の借受者及び連帯保証人は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領及び介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領（以下「要領」という。）に定める事項を遵守しなければなりません。

なお、借受者及び保証人に必要な手続について、次ページから略記しましたので、御確認ください。

必要な手続を怠り、書類の提出期限が過ぎてしまった場合には、貸付金の返還を求めることがありますので、御注意ください。

この手引は長期間使用するものなので大切に保管してください。

貸付決定番号		栃社協介貸第 — 号			
貸与額	貸与額	円			
連帯保証人	氏名	(続柄)		氏名	(続柄)
	住所			住所	
	電話			電話	
返還猶予期間	期間	年 月～	年 月	理由	
	期間	年 月～	年 月	理由	
返還額・期間	理由				
	返還額	円	返還方法		
	期間	年 月～		年 月	

※ 不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草1-10-6

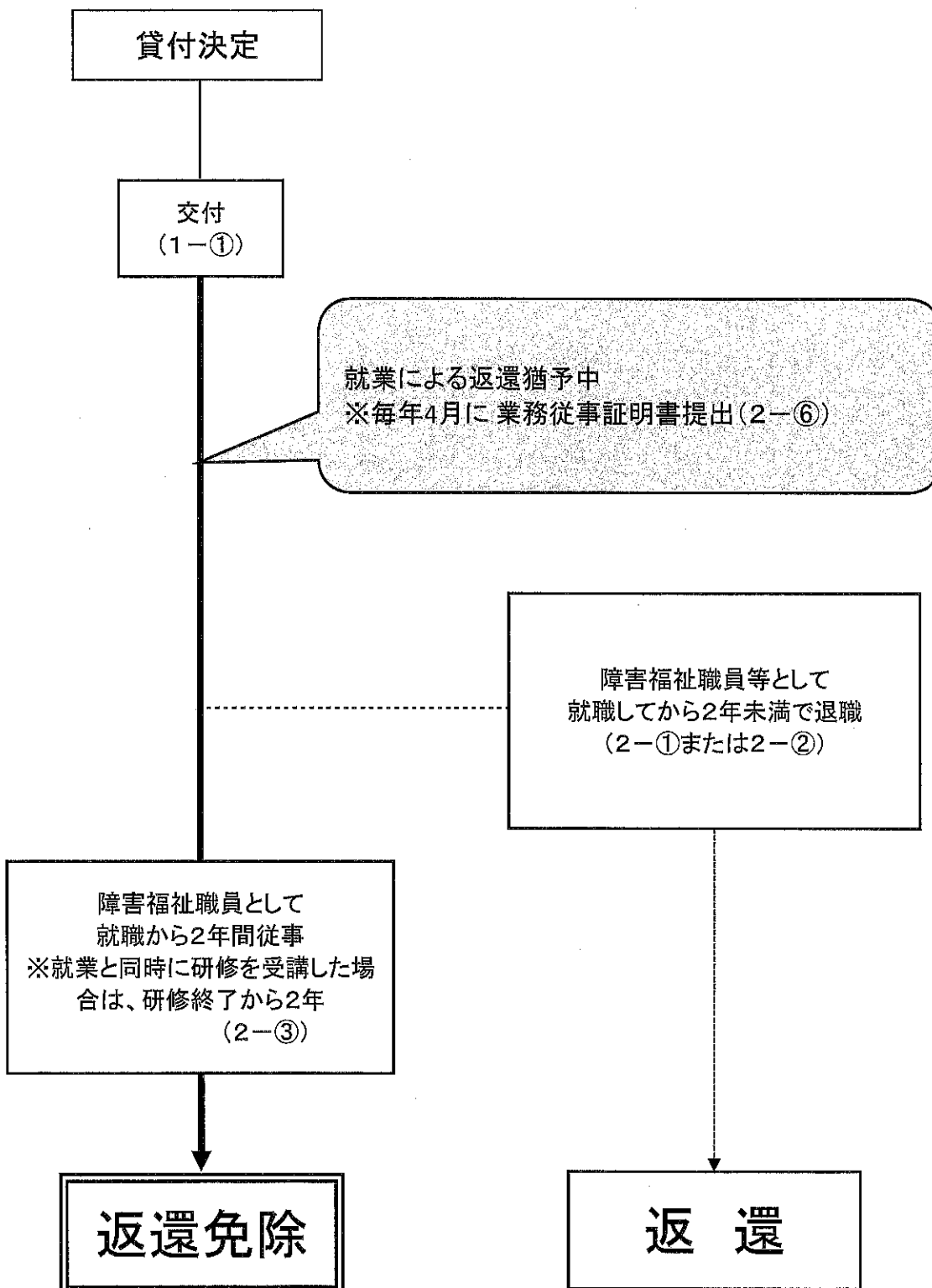
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

TEL 028-643-3300

障害福祉分野就職支援金貸付 フロー図

※ 枠内数字は手続の番号

※ **————** の期間は返還猶予



障害福祉分野就職支援金の返還免除に該当する業務について

<障害福祉職員等とは>

この制度において「障害福祉職員等」とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項、第 18 項、第 77 条及び第 78 条、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項、第 7 項及び第 7 条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 第 283 号）（以下「身体障害者福祉法」という。）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう。）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第 5 条第 27 項、第 28 条及び第 77 条の 2 及び身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務が障害福祉サービス利用者に直接サービスを提供する者をいいます。

施設・事業所種別
障害児通所支援事業を行う施設
児童発達支援センター
障害児入所施設
知的障害児入所施設
知的障害児通園施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
身体障害者更生援護施設
地域活動支援センターを行う事業所
障害者支援施設
障害福祉サービス事業 居宅介護を行う事業所
障害福祉サービス事業 重度訪問介護を行う事業所
同行援護を行う事業所
行動援護を行う事業所
療養介護を行う事業所
生活介護を行う事業所
短期入所を行う事業所
重度障害者包括支援を行う事業所
就労継続支援を行う事業所
共同生活援助を行う事業所
児童デイサービスを行っている事業所

<留意点>

①【対象事業について】

介護職員等（居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のイに規定する第 1 号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のロに規定する第 1 号通所事業をいう。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者として就労した者若しくは就労を予定している者）は、本事業の対象となりません。

②【対象業務について】

主たる業務が障害福祉職員等の業務には、相談業務や施設長業務は含まれません。

※返還免除業務に従事している期間内に①②の施設・職種へ、転職した場合は、返還となりますのでご注意ください。

障害福祉分野就職支援金の借受に伴う主な手続について

【 1. 貸付決定後の提出書類 】

ケース別 提出書類	様式 番号	説 明 ・ 内 容	実施要領 条項	提出期限	提出者
① 貸付金の交付を受ける					
借用証書	様式11-④	貸付決定通知書の交付を受けた者が提出する。借受者及び保証人の印鑑証明書を添付する。借用書には、その余白に収入印紙を貼付し消印を行う。提出されない場合、貸付金を振り込まない。	16-3	指定する 日まで	借受者
振込口座(登録・変更)届出書	様式12	貸付決定通知の交付を受けた者が提出する。申請者本人の口座を登録する。			
返還猶予申請書	様式16-③	借用証書とともに、提出する。	20-1		
② 貸付金の借受を辞退する場合(交付前)					
辞退届	様式13	借受を辞退する場合、貸付契約を解除する。	24-1-(2)	2週間以内	

【 2. 就職後、障害福祉等業務に従事している場合の手続 】

ケース別 提出書類	様式 番号	説 明 ・ 内 容	実施要領 条項	提出期限	提出者
① 1年未満で退職した場合					
離職届	様式18	障害福祉等業務に従事しなくなった時に提出する。	24-1-(4)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式15	返還額及び返還方法について申請する。	19-1		
業務従事証明書	様式10	退職日を証明する書類として提出する。			
② 1年以上2年未満で退職した場合					
離職届	様式18	障害福祉等業務に従事しなくなった時に提出する。	24-1-(4)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式15	返還額及び返還方法について申請する。	19-1		
返還免除申請書	様式19-③	返還の一部免除を申請する場合に提出する。	21-1		
業務従事証明書	様式10	退職日及び従事期間を証明する書類として提出する。	21-1-(1)		
※ 1年以上障害福祉等業務に従事し、退職した場合、返還の一部が免除される場合があります。該当、非該当については個別にお問い合わせください。ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要領第23条第2項)					
③ 2年間勤務した場合					
返還免除申請書	様式19-③	2年間の勤務が完了した時に、提出する。	21-1	適宜提出	借受者
業務従事証明書	様式10	返還免除申請書とともに提出する。	21-1-(1)		
④ 勤務先を変更する(した)場合 ※法人内異動の場合も含む					
変更届	様式20	勤務先を変更した場合に提出する。	24-1-(3)	2週間以内	借受者
業務従事証明書	様式10	新従事先及び旧従事先の従事証明書を併せて提出する。	20-1-(2)		
(注) 勤務先を変更する場合、旧従事先と新従事先の間が1日でも空くと、連続して勤務していると認められません。(1日でも空く場合は必要書類が異なります。)返還義務が生じる場合もありますので、勤務先を変更する前に必ずお問い合わせください。					
⑤ 障害福祉等業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、障害福祉等業務の継続ができなくなった場合					
死亡届(死亡の場合)	様式14	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	24-2	適宜提出	連帯保証人等又は借受人
返還免除申請書	様式19-③	返還免除の規定が該当する。ただし、他の事由による場合はこれに該当しないので他の手続を参照すること。	21-1		
上記事由を証明するもの	様式無し	労災認定、もしくは業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等を証明するもの。	21-1-(2)		
⑥ 返還を猶予している場合					
業務従事証明書	様式10	毎年4月提出。	20-1-(2)	指定する日まで	借受者
⑦ やむを得ない事由により障害福祉等業務に従事できない場合(貸付要領第13条第2項第2号に基づく猶予申請)					
返還猶予申請書	様式16-③	災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により障害福祉等業務に従事できない場合、返還の猶予を申請でき、事由を証明する書類とともに提出する。また、復職時にも就業による猶予として提出が必要。	20-1-(4)	事由が生じたら速やかに	借受者
休業期間を証明するもの		休業期間を証明する従事先からの書類が必要。(書式がない場合は本会の「休業期間報告書」を送付することが可能)			
事由を証明するもの	様式無し	①産休、育休の場合→母子手帳の出生届の写し ②災害の場合→罹災証明書又は被災証明書	20-1-(4)		
※当該事由による猶予を申請し決定された場合、引き続き障害福祉等業務に従事しているとみなします(直ちに返還とはなりません)が当該猶予期間は障害福祉等業務従事期間に算入されません。					

【 3. 各種変更等の手続 】

ケース別 提出書類	様式 番号	説 明 ・ 内 容	実施要領 条項	提出期限	提出者
① 借受人又は保証人が住所又は氏名を変更した時					
変更届	様式20	住所又は氏名に変更があったとき提出する。	24-1-(3)	2週間以内	借受者
② 保証人を変更する時					
保証人変更届	様式22	余白に収入印紙(200円)を貼付し、消印を行う。また、新たに保証人になる者の印鑑証明書及び直近の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)を添付する。 保証人が法人の場合の必要書類は、実施要領第15条参照。	24-3	2週間以内	借受者
③ 借受者が死亡した時					
死亡届	様式14	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	24-2	2週間以内	連帯保証人等
返還計画書	様式15	借受者が死亡すると貸付金の返還義務が生じる。ただし、返還免除に該当する場合もあるので、「障害福祉等業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、障害福祉等業務の継続ができなくなった場合」を参照すること。	19-1		
返還猶予申請書	様式16	連帯保証人等が、貸付金を返還することが、災害、病気その他やむを得ない事由により、困難な場合提出する。	20-1		
受講資金を返還することが困難であることを証する書類	様式無し	返還猶予申請書とともに提出する。	20-1-(4)		

※1 実施要領条項は、実施要領の条文を示す。条一項一(号)を表す。

※2 提出期限は、該当事由が発生してからの、期限を示す。

※3 連帯保証人等とは、連帯保証人又は親権者又は相続人をいう。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、次の1から6に定める事業（以下「本事業」という。）を実施し、栃木県内の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付実施要綱（以下「福祉系高校修学資金貸付実施要綱」という。）における、法第40条第2項第4号の規定に基づき法学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第8に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下単に「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下単に「就職支援金」という。）を貸し付ける事業

6 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第2条 第1条1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者とし、要件は別に定める。

ただし、3（3）の国家試験受験対策費用及び3（4）の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の（1）及び（2）に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると栃木県社会福祉協議会会長（以下、会長とする。）が認める世帯の世帯員である者

2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（4）に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 1年次の初回貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

- (3) 国家試験受験対策費用 最終回の貸付時に限り 40,000円以内
- (4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業）

第3条 第1条の2の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額、貸付回数及び貸付方法は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第8に掲げる事項に該当する者（福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9により読み替えの適用となる者を含む。）とする。
- 2 貸付額は、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第2の3により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、契約変更等を行い、第16条で規定する会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）内の会計処理で完結することとする。

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業）

第4条 第1条3の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は200,000円以内とする。

（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業）

第5条 第1条4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県内に住民登録している者又は栃木県内の事業所又は施設に介護職員等として就労した者で次の（1）から（4）までの基準を全て満たす者とする。
 - (1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
 - ③介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - (2) (1)に掲げるものとして、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別紙様式の再就職準備金利用計画書を提出した者

- 2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が会長に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(障害福祉分野就職支援金貸付事業)

第6条 第1の5の「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県内に住民登録している者又は栃木県内の事業所又は施設に就労した者で次の(1)から(3)までの基準を全て満たす者とする。

(1) 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、または、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示538号)第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のいずれかを受講すること。)、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修(一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。)、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について(平成28年8月3日障初第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)」に基づく強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)のいずれかを修了した者。

なお、第5条に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱における「介護分野就職支援金貸付事業」の貸し付けを受けたことがある者を除く。

(2) 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律123号)(以下、「障害者総合支援法」という。))第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法(昭和22年法律164号)第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)(以下、「身体障害者福祉法」という。))第4条の2に規定するサービスをいう)を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者(以下、「障害福祉職員」という。))として就労した者若しくは就労を予定している者。

(3) 別紙様式の障害福祉分野就職支援金利用計画書(以下単に「就職支援金利用計画書」という。)を提出した者。

- 2 貸付額は、200,000円と貸付対象者が会長に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(社会福祉士修学資金貸付事業)

第7条 第1条6の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は社会福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、本条3(3)の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯の世帯員である者に限る。

- 2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。

- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の(1)から(3)に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回(社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、初回又は最終回)の貸付け時に限り、200,000円以内

(3) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。)

(貸付方法及び利子)

- 第8条 本要領が定める貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
なお、第1条2項の事業の貸付方法は、第3条の規定によるものとする。
2 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

- 第9条 本要領が定める貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人を2人とし、2人のうち1人は法定代理人でなければならない。
2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。
3 前項にかかわらず、別に定める要件を満たす法人を連帯保証人とすることができる。
4 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
5 貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

- 第10条 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けされたものとみなす。(第1条1項又は6項の事業に限る。)
4 会長は、本条1及び2の規定により貸付契約を解除したとき又は本条3の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。また、本条3の規定により修学資金の貸付けの休止を受けた者が、復学したため、貸付けを再開するときも、同様とする。

(返還の債務の当然免除)

- 第11条 会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。
なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、毎年4月に業務従事証明書の提出を求め、貸し付けを受けた者の就業状況等について定期的に把握するものとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 介護福祉士養成施設を卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年(過疎地域、離島及び中山間地域等(返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する区域をいう。)において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が返還免除対象業務に従事した場合は、3年)(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、栃木県

外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できる。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

(1) 栃木県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第6に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 実務者研修施設を卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第5条の1の(3)の介護職員等として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第6条1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

6 社会福祉士修学資金貸付事業

本条1を準用する。

(返還)

第12条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から別に定める返還期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 介護福祉士養成施設若しくは社会福祉士養成施設又は実務者研修施設を卒業した日又は卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は栃木県内において第11条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 3 栃木県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予する。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できる。
 - (1) 栃木県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき返還の債務の額（既に返還した金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部
- 3 栃木県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき返還の債務の額の全部又は一部

(延滞利子)

第15条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

(会計)

- 第16条 本事業に関する会計にあたっては、独立した区分を設け、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該区分に繰り入れるものとする。
- 2 本事業の実施にあたり、平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知により、平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知により補助された国庫補助金を使用することができるものとする。
- 3 福祉系高校修学資金貸付実施要綱に基づく福祉系高校修学資金と本要領に基づく返還充当資金については、一体的に実施するものであるがサービス区分は同一にせず、サービス区分を分け、適切に管理するものとする。
- また、返還充当資金の会計処理については、第3条の4に規定するとおり、福祉系高校修学資金として貸し付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えによる処理を行うものとする。

(貸付の申込、契約)

- 第17条 会長は、貸付の申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。(第1条2項の事業を除く)
- 2 本条第1項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した借用書を会長に提出するものとする。

(貸付金の交付)

- 第18条 第1条1の介護福祉士修学資金及び第1条6の社会福祉士修学資金の貸付金の交付は、原則6か月分を一括して口座振替の方法により交付する。
- 2 第1条2項の返還充当資金は、第3条4項により、付け替えを行うものとする。
- 3 第1条3項介護福祉士実務者研修受講資金、第1条4項再就職準備金及び第1条5項就職支援金は、一括して口座振替により交付する。

(一時償還及び貸付けの停止及び解約)

- 第19条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
- (1) 借受者が貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
 - (2) 借受者が虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - (3) 借受者が変更届等を行わなかったとき。
 - (4) 借受者が貸付金の償還を怠ったとき。
 - (5) 借受者が仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
 - (6) 借受者が破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

(届出義務)

- 第20条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときには、別に定めるところにより、速やかに会長に届け出なければならない。
- (1) 借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
 - (2) 退学した場合
 - (3) 留年、休学、復学、転学、コース変更した場合及び停学の処分を受けた場合
 - (4) 返還免除対象業務に従事した場合又は退職した場合
- 2 保証人は、借受者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はその事実を証する書類を添えて会長に届出しなければならない。

(管轄裁判所の合意)

- 第21条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会と借受者又は保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(財政措置)

第22条 本要領に基づく事業の実施に必要な費用は、栃木県が全額補助する。

(栃木県への報告)

第23条 会長は、会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に知事に報告するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず必要に応じて知事にその進捗を報告する。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。
- 2 この要領の施行日前に実施している事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
20～40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570
41～59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880
60～69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
70歳以上	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領に定める事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 貸付要領「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をいう。
- 2 貸付事業 貸付要領第1条1から6までに掲げる事業をいう。
- 3 介護福祉士修学資金貸付事業 貸付要領第1条1の事業をいう。
- 4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 貸付要綱第1条の2の事業をいう。
- 5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 貸付要領第1条3の事業をいう。
- 6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 貸付要領第1条4の事業をいう。
- 7 障害福祉分野就職支援金貸付事業 貸付要綱第1条の5の事業をいう。
- 8 社会福祉士修学資金貸付事業 貸付要領第1条6の事業をいう。

(介護福祉士修学資金貸付事業について)

第3条 介護福祉士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。なお、他の都道府県で介護福祉士修学資金を借受けしている場合、栃木県社会福祉協議会(以下「本会」という。)から貸付けを受けることはできない

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 栃木県内に住民登録をしている者であって、卒業後に栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。)において貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 栃木県内の介護福祉士養成施設(貸付要領第1条1に規定する介護福祉士養成施設をいう。)の学生であって、卒業後に栃木県内において貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に栃木県内において貸付要領11条1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

2 貸付期間について

貸付要領第2条2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の

修学期間とする。ただし、病気等の真にやむを得ないと栃木県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。

3 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第2条3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

（介護福祉士修学資金貸付の申請）

第4条 介護福祉士修学資金の貸付けを申請する者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は別に定める期日までに、推薦書（別記様式第2号）を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 修学資金貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 申請者の住民票（本要領第3条1（1）ア及びウに該当する者に限る）
- (3) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (4) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (5) 離職したことを証する書類（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）

（介護福祉士修学資金貸付事業における生活費加算について）

第5条 介護福祉士修学資金貸付事業における生活費加算については次のとおりとする。

1 生活費加算の貸付対象者の要件

生活費加算の貸付対象者貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある者とし、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- (2) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

2 生活費加算の申請に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士養成施設への入学前に貸付けを申請する場合、貸付申請は当該貸付対象者が本会に直接行うこと
- (2) 第4条に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ア 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書
 - イ 高校等の調査書若しくは内申書（介護福祉士養成施設への入学前に貸付けを申請する場合）
 - ウ その他生活費加算の可否を審査するにあたり会長が必要と認める書類

3 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を支給する。貸付け後の加齢や転居等により貸付要領別表1に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しはしない。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について）

第6条 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付実施要綱（以下、「福祉系修学資金貸付実施要綱という。」）の第8に該当し、栃木県内において、貸付要領第11条の2の（1）に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

2 貸付額について

福祉系修学資金貸付実施要綱の第2の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とする。

3 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、貸付契約の変更手続き等を行い、貸付要領第16条に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）内の会計処理で完結することとする。

なお、福祉系高校修学資金の貸付契約において、福祉系修学資金貸付実施要綱の第8に該当する場合は事業が移行する旨を契約内容に盛り込み、契約の際、貸し付け対象者に説明、承認を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することとする。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付の申請）

第7条 福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

（1）業務従事証明書（別記様式第10号）

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について）

第8条 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付対象者、貸付額及び他の制度との併用等については次のとおりとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の（1）及び（2）の要件を満たす者としてすること。なお、他の都道府県で介護福祉士修学資金等を借受けしている場合、本会から貸付けを受けることはできない。

（1）次のア、イのいずれかに該当する者

ア 栃木県内に住民登録をしている者であって、卒業後に栃木県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。）において貸付要領第11条3（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 栃木県内の実務者研修施設（貸付要領第1条3に規定する実務者研修施設をいう。）の受講生であって、卒業後に栃木県内において貸付要領第11条3（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

（2）次の要件を満たす者

実務者研修施設を卒業する年度の末までに介護等業務に従事する期間が3年に達している者若しくは達する見込みの者

2 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第4条3に

定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

(介護福祉士実務者研修受講資金貸付の申請)

第9条 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書(別記様式第3号)
- (2) 介護施設・事業所の長が発行した推薦書(別記様式第4号)
- (3) 介護施設・事業所の長が発行した実務経験(見込)証明書(別記様式5号)
- (4) 実務者研修の受講を証明するもの
- (5) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (6) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (7) 申請者の住民票(本要領第8条1(1)アに該当する者に限る)

(離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について)

第10条 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付対象者、貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者について

貸付対象者は、栃木県に住民登録をしている者又は栃木県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、貸付要領第5条1に定める基準を満たす者とする。

また、本事業は介護事業所間の転職支援に係るものではない為、離職日から再就職日までの期間を3か月以上とする。

2 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、貸付要領第5条1(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当する。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の申請)

第11条 離職した介護人材の再就職準備金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書(別記様式第6号)
- (2) 再就職準備金利用計画書(別記様式第7号)
- (3) 業務従事期間証明書(別記様式第8号)
- (4) 内定(決定)証明書(別記様式第9号)
- (5) 業務従事証明書(別記様式第10号)
- (6) 介護福祉士登録証の写し又は介護福祉士実務者研修修了証の写し若しくは介護職員

- 初任者研修修了証（介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了証）の写し
- (7) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
 - (8) 連帯保証人の所得額を証明するもの
 - (9) 申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

（障害福祉分野就職支援金貸付事業について）

第12条 障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付対象者、貸付額については次のとおりとする。

1 貸付対象者について

貸付対象者は、栃木県に住民登録をしている者又は栃木県に所在する事業所又は施設に障害福祉職員として就労した者であって、貸付要領第6条1に定める基準を満たす者とする。

なお、貸付要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれる。

また、貸付要領第5条の再就職準備金又は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は対象とならない。

2 貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、貸付要領第6条1（2）に規定する障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、貸付要領第6条1（3）の就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

また、本事業は、第6条1（1）に掲げる研修を修了した後、第6条1（2）に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることができる。なお、この場合、貸付要領第11条5（1）の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えることとする。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

（障害福祉分野就職支援金貸付事業の申請）

第13条 障害福祉分野就職支援金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 就職支援金貸付申請書（別記様式第23号）
- (2) 就職支援金利用計画書（別記様式第24号）
- (3) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (4) 介護職員初任者研修以上の修了証の写し
- (5) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (6) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (7) 申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

(社会福祉士修学資金貸付について)

第14条 社会福祉士修学資金の貸付けについては本要領第3条、第4条及び第5条を準用する。

(法人の連帯保証について)

第15条 貸付要領第9条3の法人は、次の(1)のいずれかの法人とし、(2)の書類を提出しなければならない。

(1) 対象とする法人

- ア 貸付けを申請する者が在学する養成施設等を運営する法人
- イ 返還免除対象業務を実施する法人
- ウ その他、会長が適当と認める法人

(2) 提出する書類

- ア 定款
- イ 履歴事項全部証明書
- ウ 財務諸表(貸借対照表・収支計算書・事業活動計算書)
- エ 連帯保証を同意する議事録の写

(貸付の決定・契約)

第16条 会長は、貸付事業の申請があった場合、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、貸付期間、返還期限、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。

- 2 貸し付けることが適当でないとき、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。
- 3 申請者が本条1による貸付決定通知書の交付を受けたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書(別記様式第11号)、振込口座(登録・変更)届出書(別記様式第12号)及び申請者(未成年を除く)並びに連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出するものとする。

(貸付契約の解除)

第17条 貸付要領第10条1の「資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第18条 貸付要領第12条に定める返還期間とは以下のとおりとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業

- (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が2年以下の者 60か月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間
- (2) (1)以外の者 60か月

- 2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が3年以下の者 36か月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 36か月
- 3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者 24か月から業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 12か月
- 4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者 24か月から業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 24か月
- 5 障害福祉分野就職支援金貸付事業
 - (1) 貸付要領第14条3の規定により返還債務の一部を免除された者 24か月から業務に従事した期間を控除した期間
 - (2) (1)以外の者 12か月

(返還計画書等)

- 第19条 借受者は、貸付要領第12条の規定により貸付金の返還をするときは、返還計画書(別記様式第15号)を直ちに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、本条1の返還計画書を審査の上、借受者に修学資金の返還方法及び返還額を通知するものとする。
 - 3 会長は、本条1の返還計画書が提出されないときは、第16条3の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により修学資金を返還させるものとし、借受者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還猶予の申請)

- 第20条 借受者が、貸付要領第13条各号の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書(別記様式第16号)に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
- (1) 借受者が養成施設に在学している場合 在学証明
 - (2) 借受者が貸付要領第11条1(1)に規定する返還免除対象業務又は介護職員等の業務に就業した場合又は継続して従事している場合 業務従事証明書(別記様式第10号)
 - (3) 卒業年次又は卒業年次の翌年の国家試験に合格できなかった場合において、借受者が翌年の国家試験を受験する意思を有する場合(介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸し付けを受けた場合に限る)誓約書(別記様式第17号)
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、他種の養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められる場合 返還することが困難であることを証する書類
- 2 会長は、本条1の規定による申請があったときは、審査の上返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の債務の免除の申請)

第21条 借受者は、貸付要領第11条及び第14条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第19号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 貸付要領第11条1(1)、2(1)、3(1)、及び第14条3に該当する者 業務従事証明書（別記様式第21号）

(2) 貸付要領第11条1(2)、2(2)、3(2)及び第14条1に該当する者 当該事由を証する書類

2 会長は、本条第1項の規定による申請があったときは、審査の上修学資金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（返還の債務の当然免除）

第22条 貸付要領第11条の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行う。

2 貸付要領第11条1(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。

3 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が貸付要領第11条1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後若しくは卒業年度の国家試験合格後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、貸付要領第11条1（貸付要領第11条6において準用する場合を含む。以下、4において同じ。）、第11条3及び第12条2の「卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内」を、「卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から2年以内」と読み替える。

4 貸付要領第11条1、第12条及び第13条1(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設に限る。

5 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、貸付要領第11条2、第11条4において準用する第11条1及び第12条2に規定する「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。

6 貸付要領第11条1に規定する返還免除対象期間、貸付要領第11条2の「3年」、第11条3、4及び5の「2年」の計算については、次のとおりとする。

(1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上

(2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

(3) 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

なお、ホームヘルパー等業務に従事した者に係る返還免除対象業務従事期間について

ては、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第23条 貸付要領第14条1及び2の返還の債務の免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

2 貸付要領14条3の返還の債務の免除は、本事業が貸付要領第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 貸付要領第14条3の返還の責務の免除の額は、栃木県内において、貸付要領第11条に規定する返還免除対象業務に従事した期間（本要領22条6と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（1年を180日として換算する。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(変更届等)

第24条 借受者若しくは貸付要領第13条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから2週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

(1) 休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合 休学・復学・退学等届（別記様式21号）

(2) 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとする場合 辞退届（別記様式第13号）

(3) 借受者又は保証人の住所又は氏名及び返還免除対象業務、又は介護職員等の業務の従事先に変更があった場合 変更届（別記様式第20号）

(4) 返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しなくなった場合 離職届（別記様式第18号）

2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第14号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 申請者又は借受者が連帯保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記様式第22号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(関係機関の連携・協力)

第25条 会長、介護福祉士等養成施設の長及び介護施設・事業所等関係機関の長は、連携を密にし、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着できるよう努めるものとする。

2 会長は、関係機関と連携し、次に掲げる取組の実施について継続的な支援に努めるものとする。

(1) 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認

- (2) 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- (3) 福祉・介護関係の職場に就労後の就労継続にあたっての相談支援や定着支援
- 3 会長は、養成施設の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
 - (1) 申請者の推薦書の発行（貸付要領第1条1又は6の事業に限る。以下(2)において同じ）
 - (2) 申請者から修学資金貸付申請書受取・提出
 - (3) 借受者の在学、退学、留年（休学・停学）、復学の証明書の発行
 - (4) 借受者の在学中の修学状況に関する報告
 - (5) 借受者に対する福祉・介護関係等の就職支援
- 4 会長は、介護施設・事業所の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
 - (1) 申請者の推薦書の発行（貸付要領第1条3の事業に限る。）
 - (2) 借受者の猶予期間における業務従事証明書の発行及び就業状況の報告
- 5 会長は、福祉事務所長に対し、第5条に規定する生活費加算に関して、次に掲げる事項について協力を依頼する。
 - (1) 会長のからの依頼に対し、会長に対して申請者の自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書の交付すること
 - (2) 会長は福祉事務所長に対し貸付の可否を報告し、貸付開始及び世帯分離の時期について協議すること
 - (3) 世帯分離を行った場合、福祉事務所長は、保護変更決定通知書等を速やかに会長に提出するよう指導すること

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。
- 2 この要領の施行日前に実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

業 務 従 事 証 明 書

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借 受 者 記 入 欄	ふりがな				
	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入			
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
施 設 ・ 事 業 所 記 入 欄	下記のとおり	<input type="checkbox"/> 従事していた (異動・退職した場合はこちら) ことを報告します。 <input type="checkbox"/> 従事している (現在在職している場合はこちら) ※どちらかに☑を入れてください。			
	法 人 名				
	施設・事業所名				
	施設・事業所住所	〒	TEL	()	
	施設・事業種別		雇用形態	常勤・非常勤・パート・派遣	
	業 務 内 容		職 種		
	在 職 期 間	年 月 日※ ~ 年 月 日 ※初任者以上の研修が修了した日の翌日、または、就職した日のいずれか遅い日			
	上記期間中の 在 職 日 数	日 ※初日を含む。例4/1~4/10 (10日間) ※休業期間は除いてください。	上記期間中の 従事日数	日 ※有給を除いた出勤日数	
	休業期間の有無	無 ・ 有 (有の場合、休業の理由及び休業期間を記入)			
	休業の内容	※在職期間中に休業期間のある方は、その全てを次に記入し、証明書を添付してください。(すでに証明書を提出済の場合は期間のみ記入してください。)			
	記 入 欄	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日 ~ 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日 ~ 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日 ~ 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ()	年 月 日 ~ 年 月 日		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 法人名/施設・事業所名 代表者/管理者役職・氏名 担当者役職・氏名 電話番号					

社 判

収入印紙貼付
10 万円以下借受
200 円
50 万円以下借受
400 円
消印のこと

借用証書

借用金額 _____ 円

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号	— 号	生年月日	
		和暦	年 月 日
ふりがな	-----		
借受者氏名 (自署)	登録 実印		
借受者住所	〒		
電話番号	自宅	携帯	

障害福祉分野就職支援金貸付金として上記の金額を借用しました。

については、本借用証書記載の厳守事項を守り、下記の条件により相違なく返還します。

借用金額	円
貸付利子	無利子 ただし、延滞利子については、利率年 3 %
交付方法	一括交付
返還時期	年 月から 年 月まで
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括
返還場所	栃木県社会福祉協議会指定の金融機関口座 (別途指定)

私は、上記の者の連帯保証人として、障害福祉分野就職支援金貸付金の債務を連帯して負担します。

ふりがな	-----		
連帯保証人氏名 (自署)	登録 実印		
連帯保証人住所	〒		
電話番号	自宅	携帯	

※ 借受者及び連帯保証人の印鑑証明を添付すること。

(借受中、厳守する事項等について)

- 1 栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合に、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付を停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
 - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
 - (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 変更届等を行わなかったとき
 - (4) 貸付金の償還を怠ったとき
 - (5) 仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (6) 破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき

- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、速やかに本会に届け出なければならない。
 - (1) 借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
 - (2) 退学した場合
 - (3) 留年、休学、復学、停学の処分を受けた場合
 - (4) 返還免除対象業務に従事したとき又は退職した場合
 - (5) 借受人が死亡した場合（親族又は連帯保証人が届け出ること）

- 3 定められた返還方法により、返還計画に従って返還期限までに返還金（元金及び貸付利子）を支払わなければならない。ただし、返還の猶予又は免除に該当する者についてはこの限りではない。

- 4 借受者が貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

- 5 連帯保証人は、借受者と連帯して責務を負担するものとする。

- 6 本会と借受者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所とする。

- 7 以上の事項、その他については本会に問い合わせることとする。

別記様式第 12 号

振込口座（登録・変更）届出書

年 月 日

栃木県社会福祉協議会会長 様

貸付決定番号 一 号
住 所

氏 名 (自署)
電話番号
携帯電話

介護福祉士修学資金等貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合					
支店名	本店 支店 出張所			店番号		
口座の種類	1 : 普通預金（総合口座） 2 : 貯蓄預金					
口座番号 (右づめ)						
(フリガナ)						
口座名義	(姓)			(名)		

※ゆうちょ銀行のみ以下に記入

金融機関名称	ゆうちょ銀行	店名					店
		<small>※漢数字3ケタで記入</small>					
口座の種類	1 : 普通預金（総合口座） 2 : 貯蓄預金						
口座番号 (右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義	(姓)			(名)			

(注) 借受者本人名義の口座であること。

店番号(店名)、口座の種類、口座番号、口座名義が分かる箇所をコピーの上裏面に貼付すること。

辞 退 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

養成施設名
貸付決定番号
住 所 下

氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

連帯保証人住所下

氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

連帯保証人住所下

氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付けを辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月から

2 理 由

3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで

合 計 円借受け

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

届出人住所〒

届出人氏名

(自署)

電話番号

携帯電話

借受者との関係

次のとおり借受者が死亡したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡事由 業務上の理由 ・ 業務外の事由
- 4 死亡状況 (業務上の理由の場合)

返 還 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付金を返還します。

借 受 者	氏 名 (自 署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏 名 (自 署)	※法人の場合は記名押印		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏 名 (自 署)	※法人の場合は記名押印		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
借受期間	年 月 から 年 月 まで (修学資金及び実務者研修借受者のみ記入)			
借用金額①	円			
既返還免除済額②	円			
既返還済額③	円			
返還金額①-②-③	円			
返還方法及び 期間・回数 ※月賦・半年賦・ 一括のいずれかに ○を付けること。	月 賦	毎月 () 円) ただし初回のみ () 円) 年 月 から 年 月 まで () 回払い		
	半年賦	毎回 () 円) ただし初回のみ () 円) 年 月 から 年 月 まで () 回払い		
	一 括	円		
返還理由 該当する項目に (○)を付けること。 ※(オ)の場合は 理由を記載するこ と。	<input type="checkbox"/> (ア) 貸付契約の解除 (貸付要領第 12 条 1)			
	<input type="checkbox"/> (イ) 養成施設等を卒業した日から 1 年以内に登録をせず、又は 返還免除対象業務等に従事しない (貸付要領第 12 条 2)			
	<input type="checkbox"/> (ウ) 返還免除対象業務に従事する意思がなくなった (貸付要 領第 12 条 3)			
	<input type="checkbox"/> (エ) 業務外事由による心身の故障等により介護等業務に従事 できない (貸付要領第 12 条 4)			
<input type="checkbox"/> (オ) その他の事由 []				
返還事由の発生年月日	年 月 日			

別記様式第16号-③

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

住 所

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり障害福祉分野就職支援金貸付金の返還猶予を受けたいので申請します。

借用金額①		円
返還済額②		円
返還免除決定額③		円
返還猶予の内容	申請額 ①-②-③	円
	期 間	年 月から 年 月まで (か月)
	申 請 理 由	(ア) 県内で返還免除対象業務等に従事 (下に従事先を記入) (イ) 災害、病気その他やむを得ない事由 (下に具体的に事由を記入)

別記様式第 18 号

離 職 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借受け時の

養成施設名

氏名（自署）

（旧姓）

借受時から改姓している場合は旧姓を記入

住 所

電 話 番 号

携 帯 番 号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由

別記様式第 19-③号

返還免除申請書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付の返還免除を受けたいので申請します。

借用金額	円	
返還免除の内容	申請額	円
	申請理由	(ア) 返還免除対象業務等に所定の年数 (5年, 3年, 2年) 従事した 【貸付要領第11条 1 (1)、2(1)、3(1)、4(1)、5(1)、6】 (イ) 業務上の事由により死亡又は心身の故障のため返還免除対象業務 等に従事できない【貸付要領第11条 1 (2)、2(2)、3(2)、4(2)、5(2)】 (ウ) 貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務等に従事した 【貸付要領第14条 3】 (エ) 借受者の死亡、障害【貸付要領第14条 1】
返還免除対象業務従事状況	従事期間	従事先名称
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	

別記様式第 20 号

変 更 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり変更したので届け出ます。

【借 受 者】

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)	<input type="checkbox"/> 従事先
変更理由		変更日	年 月 日
フリガナ			
氏 名	(新)	(旧)	
住 所	(新) 〒	(旧) 〒	
電話番号 (携帯電話)	()	()	
従事先名	(新)	(旧)	
施設・事業種別			
従事先住所			
従事先電話番号			
転職・異動日	年 月 日	離職日	年 月 日

【保 証 人】(氏名)

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)
変更理由		変更日 年 月 日
フリガナ		
氏 名	(新)	(旧)
住 所	(新) 〒	(旧) 〒
電話番号 (携帯電話)	()	()



保 証 人 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

借受け時の養成施設名			
氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
住 所	〒		
電 話 番 号		携 帯 番 号	

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

新保証人	住 所	〒		
	氏 名 (自署)			
	職 業			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	本人との関係			
	電話番号		携帯番号	

※ 新保証人の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し、課税証明）を添付すること。法人保証については実施要領第15条(2)を参照のこと。

旧保証人	住 所	〒		
	氏 名			

変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

新保証人住所

新保証人氏名 (自署)

実印

介護福祉士修学資金等貸付金 (借受金額 _____ 円) について、

借受者 _____ と連帯してその債務を負担します。

障害福祉分野就職支援金貸付事業申請書

フリガナ			
申請者氏名	(自署)		
現住所	〒		
電話(自宅)		携帯電話	
生年月日・性別	年	月	日生 (満 歳) 男・女

借用希望金額、返還の方法

金額	円 【200,000円以内】		
返還	ア. 月賦	イ. 半年賦	ウ. 一括

他の貸付・助成制度の利用状況※

他の制度を	ア 利用している	イ 利用していない
場 利 用 し て い る	貸付金・助成金等の名称	
	利用(借受)予定期間	年 月～ 年 月
	金額	円
	現在の状況	ア. 借受中 イ. 返済中 ウ. 猶予(据置)中

※他の制度とは、生活福祉資金貸付金、母子及び父子福祉資金、日本学生支援機構等の奨学金、ハローワークが窓口になる各種助成金、貸付金が該当します。

生計を一にする家族の状況

氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居	所得金額※
	本人			同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
所得合計金額					円

※生計を一にする者の直近の所得金額を証する書類(給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書(控)の写し、その他の方は課税証明)を添付してください。

連帯保証人（法定代理人）の状況

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名	(自署)		(満 歳)
申請者との関係		性別	男 ・ 女
現住所	〒		
電話（自宅）	()	携帯電話	()

連帯保証人（法定代理人以外）の状況

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名	(自署)		(満 歳)
申請者との関係		性別	男 ・ 女
現住所	〒		
電話（自宅）	()	携帯電話	()

※連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会長様

上記の記載内容は、事実に相違なく障害福祉分野就職支援金貸付の借り入れしたく申請します。

また、私は、障害福祉分野就職支援金貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就労先の事業所・施設、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

(本人)
氏 名 _____ (自署)

上記の申請に、同意の上、当該申請により、資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、障害福祉分野就職支援金貸付の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、障害福祉分野就職支援金貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就労先の事業所・施設、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

(法定代理人又は後見人)
氏 名 _____ (自署)

当該申請により、資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、障害福祉分野就職支援金貸付の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、障害福祉分野就職支援金貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就労先の事業所・施設、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

(連帯保証人)
氏 名 _____ (自署)

申請者が未成年者の場合、連帯保証人を2人（1人は法定代理人）としてください。

別記様式第24号及び介護分野就職支援金貸付事業実施要綱様式2号

障害福祉分野・介護分野就職支援金貸付利用計画書

令和 年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

以下のとおり、障害福祉分野・介護分野就職支援金貸付利用計画書を提出します。

ふりがな 氏名	(自署)	性別 男・ 女	生年月日	S・H・R	年 月 日
住所	〒 - 日中の連絡先(自宅・携帯) - - メールアドレス				
修了した研修名					
研修終了日	(年 月 日)	※就職と同時に研修を受講する場合、上段に研修修了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修受講予定日を記載すること。			
研修実施機関名					
借入希望金額	金 円				
借入の目的 ※該当する()に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護にかかる軽微な情報収集や講習会参加経費又は参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等被服費 <input type="checkbox"/> 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 <input type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他				
就職予定年月日	年 月 日				
就職先の事業所名					
直近の退職年月日 (離職者に限る)	年 月 日				
前勤務先・ 前職名					

お問い合わせ

貸付事業について

栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター (貸付担当)

TEL 028 (643) 3300

資格の届出もしくは登録について

栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター (人材担当)

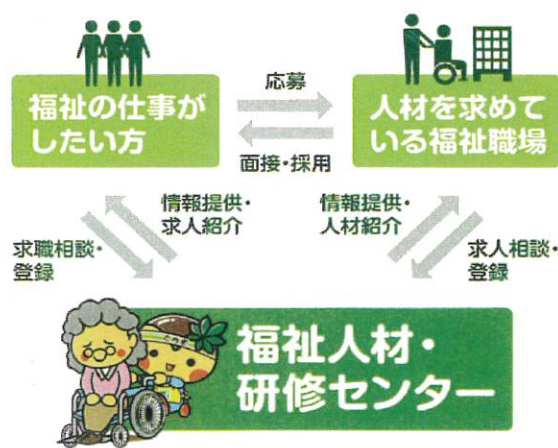
TEL 028 (643) 5622

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

福祉人材・研修センターのご案内

福祉人材・研修センターは、栃木県知事の指定を受け、栃木県社会福祉協議会に設置されています。

介護福祉士修学資金等貸付事業の他にも、福祉人材無料職業紹介事業を中心に、福祉の仕事や資格についての相談、情報提供、就職支援事業（就職フェア、各種講座、施設見学・体験等）などを行っています。



【窓口のご利用時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

【所在地】

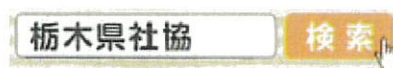
〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL 028-643-5622 FAX 028-623-4963

【HP】

- ・栃木県社会福祉協議会ホームページ
<http://www.tochigikenshakyo.jp/>
- ・福祉のお仕事ホームページ
<http://www.fukushi-work.jp/>



●貸付に関するお問い合わせは… TEL 028-643-3300